

大阪市入札等除外措置一覧表

平成 30 年 10 月 4 日現在

期 間	承認 番号	有資格者等名	所在地（本店所在地）	措置要件	措置理由	備 考
平成 20 年 6 月 6 日から 1 年を経過し、かつ同要綱別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認められるまで	011513	(株)大生	大阪市旭区	別表第 4 号	暴力団員と社会的に非難される関係	
平成 21 年 8 月 12 日から 1 年を経過し、かつ同要綱別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認められるまで	013318	(株)新和建设	大阪市東淀川区	別表第 3 号	暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えた。	
平成 22 年 3 月 19 日から 1 年を経過し、かつ同要綱別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認められるまで	013425	(株)プレーバリー	堺市堺区	別表第 4 号	暴力団員と社会的に非難される関係	
平成 22 年 10 月 25 日から 2 年を経過し、かつ同要綱別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認められるまで	013742	明和建设興業(株)	大阪市東淀川区	別表第 1 号	有資格者等又はその役員等が暴力団員である、又は暴力団員が経営に事実上参加している。	
平成 22 年 10 月 25 日から 2 年を経過し、かつ同要綱別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認められるまで	013807	(株)エヌティーキンキ	大阪市東淀川区	別表第 1 号	有資格者等又はその役員等が暴力団員である、又は暴力団員が経営に事実上参加している。	
平成 23 年 6 月 30 日から 1 年（ただし、本市契約にかかるものは 2 年）を経過し、かつ同要綱別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認められるまで	022595	(株)木下建設工業	大阪市東淀川区	別表第 2 号	有資格者等又はその役員等が不正の利益を得る又は第三者に損害を加えるために暴力団員を利用している。	
平成 24 年 8 月 8 日から 2 年を経過し、かつ改善されたと認められるまで	040806	三英電気(株)	大阪市淀川区	別表第 1 号	有資格者又はその役員等が、暴力団員であると認められた。	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱 H23.9.1 施行

(注) 措置要件については、大阪市のホームページ「産業・ビジネス」→「入札契約情報」→「入札・契約制度等」→「大阪市暴力団等排除対策」内の「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」をご参照ください。